



つながり

広陵町人権啓発活動推進本部
広陵町人権教育推進協議会
広陵町人権教育研究会

はじめに

昨年（2018年）は、「国連世界人権宣言」が採択されて70周年という節目の年でした。一人の人間としてお互いに尊重し合い、すべての人々が安心・安全に暮らしていける地域社会をつくっていくためには、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と人権尊重の社会の実現が不可欠です。

広陵町では、差別のない人権尊重のまちづくりをめざして、三つの大きな団体が人権教育の推進、啓発を行っています。

町民の皆様へ、その活動にご理解・ご支援・ご協力をいただくために、三団体（広陵町人権啓発活動推進本部、広陵町人権教育推進協議会、広陵町人権教育研究会）の2018年度に実施しました主な事業をご紹介します。

広陵町人権啓発活動推進本部

町長が本部長となり、行政が主体となって住民への教育及び啓発活動などを行っています。

【 人権のつどい 】

7月18日（水）、広陵中央公民館かぐや姫ホールにおいて、～みなさんと共にいい町づくり～「人権のつどい」（法務省委託事業）を開催しました。「『美は人を育てる』～人の心のやすらぎを古今東西の美にさぐる～」という演題で、奈良教育大学名誉教授の脇田宗孝（わきた むねたか）さんの講演を聞きました。

1942年生まれの脇田さんは、高校・大学を卒業後、製陶会社に就職され、数年後に父祖の地・明日香村に陶芸の窯を開かれました。創作活動をされながら、古代窯業の研究や復元製作などをされ、同時に奈良教育大学などで教鞭をとられています。

脇田さんは、初めに奈良県障がい者児作品展に長年関わってきて、多くの感銘を受け、様々なことを学ばせてもらったと話されました。

次に、「やきもの文化に日本人の心を見る」として、縄文時代から弥生・大王の時代、鎌倉・室町・江戸・明治時代の焼き物

の写真とともにその時代の人の心や人と人・人と自然のつながりなどに関するお話をされました。



さらに、「ルネッサンス以降の美術美に人間の心の語りを見る」では、西欧の美意識に変化があったことやルネッサンスが人間復興・人間賛歌であること、フランスの「人権宣言」が自国のみであったこと、ミレーやゴッホ、ゴーギャン、ピカソなどの作品には人としての見方や思いが込められていることなどを語られました。

最後に、「ツィゴイネルワイゼン」の曲を「ロマ」の人たちの思いと重ねながら、レコードで聴いた後、ギリシャの哲学者の言葉『人はなんて美しいものだろうか、人が人であるときは』で締められました。

「人の心や思い、気持ちに寄り添うことが人権尊重の心になることが伝わった。」などの感想が寄せられていました。

毎月11日は
「人権を確かめあう日」



人は等しい。

広陵町人権教育推進協議会

町内在住の学識経験者が会長となり、町内諸団体・機関で組織し、住民への人権教育の推進や啓発などを行っています。

【 第 1 回人権セミナー 】

10月19日（金）、橿原市の「おおくぼまちづくり館」を見学し、橿原市教育委員会の山本信彦さんの講話を聞きました。



橿原市大久保町は、神武天皇陵の拡張に伴い、中腹にあった「洞村」が現在地に移転し、部落差別の現実が見える事例として挙げられている所です。近年、文献の研究や「部落史の見直し」を通じて、新しい事実が見つかってきました。一つは、「大和同志会」の役員で洞村のリーダーであった楠原宗七さんの部落改善運動の動きであり、「大和同志会」が後の水平社運動とつながりがあり、躍動していたという位置づけになったことです。もう一つは1940年、国の「紀元2600年事業」により畝傍山周辺が聖地化され、洞村だけでなく南麓の久米町なども移転した事実が分かり、移転の内容を比べると、その中で部落差別が見えてきたことです。大久保町では洞村移転を第1期、1985年からの小集落地区改良事業を第2期とし、「まちづくり」の視点で様々な取組を進められていて、「おおくぼまちづくり館」はその中心的な場所の一つとして位置づいています。

山本さんには、展示されているパネルや立体模型の前で説明していただき、また映像で位置関係や歴史的背景、見えてきた差別の現実などを話していただきました。

洞村移転の新しい事実や「まちづくり」などについて学ぶことができ、有意義な研修になりました。

【 第 2 回人権セミナー 】

12月6日（木）、広陵中央公民館かぐや姫ホールにおいて、町内幼稚園、こども園、小・中学校の家庭教育学級と合同開催で実施しました。『多様な性を考える』～性別違和を乗り越えて



～』という演題で、LGBT支援団体Rainbow Create代表の定政輝さんの講演でした。定政さんは、20歳のときカミングアウトされた性同一性障がいの方で、その後男性ホルモンの投与、胸オペ・性別適合手術を受けられ、戸籍を女性から男性に変更されました。28年間の経験や苦悩、思いなどを中心に話していただき、LGBTの基礎知識や人口の7.6%が性的マイノリティであること、学校現場の状況、支えてもらった家族・友人のことなどを伝えていただきました。また、誰もがマイノリティになることや私たちができることなども具体的に分かりやすいお話でした。ご本人の素直な思いや考えが伝わり、感動と学びを与えていただき、全ての人が自分らしく生きていける社会づくりの大切さを胸に刻むことができました。

【 第 3 回人権セミナー 】

2月14日（木）、クリーンセンター広陵において、「『人権散歩おしゃべりタイム2019』～寅さん・ディズニーから1m跳ぶノミの世界へ～」と題して、大和高田市人権教育推進協議会事務局長の太田幸一さんの講演を聞きました。

様々な人権問題を考えたり知ったりするとともに、太田さんが大和高田市の地区別懇談会で活用されているクイズ形式やグループ討議を体験することができました。



太田さんは私たちに13問の問題（クイズ）を出され、各自で考えた後、グループで話し合いをして答えを導き出しました。次に、太田さんから答えと解説を聞きました。“キリンの角”の問題から自然認識へ、“馬・猪・鹿の肉”の問題から穢れ意識へ、“寅さん”などの問題から被差別民衆へ、“ディズニー映画”の問題から合理的配慮へ、“ノミ”の問題から「なかま」の大切さへと内容が派生していき、興味深く聞き入りました。最後に、学んだを伝える大切さを話され、それぞれの立場で広めなければならないという思いを強くもちました。

広陵町人権教育研究会

町内の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の保育士・教職員の組織で、日々の実践を通じて子どもたちに人権教育を行っています。

【 生徒現地学習会 】

8月3日に、広陵中学校・真美ヶ丘中学校とともに全国水平社発祥の地である御所市柏原を訪れ、御所市立秋津小学校の浦一志



校長先生と御所市立掖上小学校の岸本康孝先生に水平社運動の史跡などを巡るフィールドワークの講師をしていただきました。

西光寺・燕神社・水平社宣言記念

碑・神武天皇社など、当時の人々の思いを感じながら見学しました。また、水平社博物館の調べ学習では、常設展のストーリーに沿いながら、全国水平社創立に至る経緯について学習し、差別に立ち向かうことの大切さを学ぶことができました。

生徒たちはその後、現地学習会の報告会を実施し、自分たちが肌で感じたことや考えたことを学年生徒に伝えました。人権学習の大切さを再認識し、自分たちの身のまわりにある差別問題としっかり向き合っ

ていこうという気持ちを持て深められる報告会になりました。

なお、この現地学習会に先立ち、両校では事前学習として西光寺の清原さんに来校していただき、2年生生全員が「人の世に熱と光を」と題した講話を聞きました。



【 研究集会 】

11月7日（水）、こ・めでいあセンター代表 廣瀬正彦さんを講師にお招きして「いまこそ、子どものネット依存に教員が立ち向かうとき～子どもがもつ心の隙間を見つめて～」と題してご講演をいただきました。

教育番組「ストレッチマン」の生みの親でもある廣瀬さんご指導のもと、座りながらできるストレッチ体操をした後、和やかな雰囲気の中で講演が始まりました。

現在は、中高生の7人に1人が病的なネット依存であると言われていいます。子どもたちのネット依存を防ぐには「孤独にさせないこと」が大切であり、どれだけ子どもたちに自己肯定感をもたせられるかが重要であると訴えられました。

講演を聴き、私たち、子どもの教育に携わる者は、「ふれあうことの温かさ、愛情を注がれる幸福感、思いやることの充実感」を感じられるような集団づくりを目指して、日々子どもたちと向き合っていきたいと改めて感じさせられました。



ひとこと

2018(平成30)年度の三団体の主な行事を紹介いたしました。現在私たちの周りにある様々な人権問題をテーマに取り上げてきました。まだまだ十分な取組には至っていませんが、一步一步確実な歩みが続けていきたいと考えています。

また、2016(平成28)年には、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消推進法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法が公布・施行されました。これらの法律をあらゆる機会を通じて周知と理解を深める取組も進めたいと考えています。

本年度も、広陵町人権啓発活動推進本部及び広陵町人権教育推進協議会では、住民の皆様の人権意識の向上と「人権のまちづくり」をめざして、「人権のつどい」「人権セミナー」などの開催を計画しています。多くの皆様にご参加いただけるよう内容などを考えていますので、是非足を運んでいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

奈良県「人権啓発ポスター・標語」に応募した町内からの作品

ポスターは小学生、標語は中学生の作品です。



その笑顔
心の扉
開ける鍵

嫌なこと
伝えてみよう
ほら安心

人は皆
同じ大地に
立っている



一言に
やさしさを
思いやり

ありがとう
一つの言葉が
大きな一歩

認め合う
気持ちできっと
みな笑顔

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日公布・施行

第一条(目的) この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本的理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第二条(基本理念) 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第三条(国及び地方公共団体の責務) 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第四条(相談体制の充実) 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

第五条(教育及び啓発) 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

第六条(部落差別の実態に係る調査) 国は、部落差別の解消に関する施策に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。